

(介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

事業所名	峡南医療センター企業団 市川三郷診療所
開設日	令和 7年 10月 1日
所在地	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門428-1 電話 055(272)3000 FAX 055(272)0937
介護保険事業者番号	
管理者	院長 久保寺 智
サービスの種類	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

2. 事業の目的

居宅に置いて利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

3. 運営方針

理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、可能な限り、自立した日常生活を営むことが出来るよう在宅ケアの支援に努めます。

4. 職員体制（主たる職員）

職種	職員数	主な業務内容
医師	2	利用者及び理学療法士に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導等を行う
理学療法士	3	リハビリテーションの計画及び実施、またその指導を行う
事務員	1	利用に際した事務全般を行う

5. 利用定員及び営業日等

総利用定員	通所 12名
営 業 日	月～金 （祝日、12月29日から1月3日までを除く）
営 業 時 間	月～金 9時00分～10時40分 月・水・金曜日13時00分～15時10分
通常の事業実施地域	市川三郷町

6. 通所対象者

介護保険 要支援認定者、要介護認定者（介護度1～2程度が目安）
食事・入浴サービスを希望しない方

7. リハビリテーションの内容

実施するサービスの内容は以下の通りとします。

- ① 日常生活動作の改善を目的としたリハビリテーション
時間は1日1時間以上2時間未満とする
- ② 自宅と事業所の間の送迎
- ③ 通所リハビリテーション計画
- ④ 健康チェック

通所リハビリテーション計画に基づき、下記の目的（1）の練習（2）等を行います。

（1）目的

- ① 日常生活動作能力の低下防止
- ② 生活の質（QOL）の向上
- ③ 寝たきり防止
- ④ 社会参加への援助
- ⑤ 身体機能の改善

（2）訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 日常活動動作練習
- ④ 自主トレーニング指導と実施

利用者に合わせた目標を設定し、通所リハビリテーション計画書を作成します。
通所リハビリテーションには、利用者のサインが必要になります。

8. 身元引受人

- ① 利用者は次の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ・行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者を言います。）であること
 - ・弁済をする資力を有すること
- ② 身元引受人は、利用者が本説明書上施設に対して負担する一切の債務を極度額5万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

9. 利用料金

① 利用料

別紙 「利用料及びその他の費用」 一覧表のとおりです。

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割、2割又は3割が負担金です。

② 解約料

いつでも解約することが出来ます。解約料はかかりません。

③ 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとに清算とし翌月10日すぎに前月分の請求をいたしますので、請求受取後、月末までにお支払ください。

お支払いただきますと、領収書を発行します。（現金のみ）

10. 送迎について

安全で、円滑な送迎を提供させていただくに当たり、運営規程を理解していただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。身体的・環境的等の諸事情がある場合は、利用者・ご家族と話し合いを行い、提供出来る範囲内の送迎サービスを提供します。
- ② 季節により、暑かったり寒かったりと、身体に及ぼす影響は様々です。自宅の中でお待ちください。
- ③ お迎えの時間を、書面または電話にて連絡します。交通事情等で、10分以上到着時間が遅れる場合は、電話連絡いたします。
- ④ 乗車中は、全席シートベルトを必ず着用してください。
- ⑤ 送迎職員到着後、体調不良等を除き、準備が出来ていない場合は、長時間待つことは出来ません。他の利用者にもご迷惑をかけ、送迎の対応が出来なくなる場合もあります。

スムーズで安全な送迎を行うために、ご理解・ご協力をお願いいたします。

11. サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合、お申し出頂ければいつでも解約が出来ます。
- ② 自動終了の場合
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ◆介護保険施設に入所する場合
 - ◆介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ◆お亡くなりになった場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な介護保険居宅又は、通所サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者が、当院の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天変、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当院を利用させることができない場合

1 2. 緊急時の対応

- ① 利用者が、サービス利用中に専門的な医学対応が必要と判断した場合、当院での診察、他の専門的機関を紹介します。
- ② 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当院は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

1 3. 相談窓口・苦情対応

苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す連絡先のとおり）

相談及び苦情に円滑に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

○管理者は、担当職員に事実確認を行う。

○相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

○対応内容に基づき、必要に応じて関係への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

① 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の介護支援に関するご相談・苦情をお受けいたします

峡南医療センター	電話 055(272)3000
市川三郷診療所	FAX 055(272)0937
(事務部長)	(月～金 午前8時30分～午後5時15分)

② その他の窓口について

当事業所以外に、次のところでも苦情を申し立てることができます。

山梨県	住所 甲府市蓬沢1-15-35
国民健康保険団体連合会	電話 055(223)2111
苦情相談窓口	(月～金 午前8時30分～午後5時15分)

※ 各市町村の介護保険相談窓口でも、受け付けています。

1 4. 身体の拘束等

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は院長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当院の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

15. 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン会議システムを活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

16. 秘密の保持

当事業所と職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の号についての情報提供については、当院は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、或は、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

17. 賠償責任

- ① 介護保険居宅・通所サービスの提供に伴って、当院の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当院は、利用者に対し、損害を賠償するものとします。
- ② 利用者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯として当事業所に対し、その損害を賠償するものとします。

18. 守っていただくこと

- ① 秩序を保ち、相互の親和に努めてください。
- ② 身体に異常を生じた時は、速やかに職員に届けてください。
- ③ 他の利用者の迷惑になるような行為、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動をしないでください。
- ④ 外出は、院長の許可を受けてください。
- ⑤ 事業所内・敷地内は、禁煙です。

19. 個人情報の取扱いについて

当事業所では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当院内部での利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 利用申請、終了等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(介護予防)通所リハビリテーション利用料

峡南医療センター 市川三郷診療所
令和7年10月1日現在

要支援の方

(1割負担) (2割負担) (3割負担)

法定代理受領サービスの利用料	介護予防通所リハビリテーション費(基本料)	所要時間	要支援 1	2,268	4,536	6,804	円/月
		1時間以上2時間未満	要支援 2	4,228	8,456	12,684	円/月
	加算料金	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援1)		24	48	72	円/月
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援2)		48	96	144	円/月
		★12月超減算11(要支援1)		-120	-240	-360	円/月
		★12月超減算12(要支援2)		-240	-480	-720	円/月
		★退院時共同指導加算		600	1,200	1,800	円/回

要介護の方

(1割負担) (2割負担) (3割負担)

法定代理受領サービスの利用料	通所リハビリテーション費(基本料)	所要時間 1時間以上2時間未満	要介護 1	369	738	1,107	円/日
			要介護 2	398	796	1,194	円/日
			要介護 3	429	858	1,287	円/日
			要介護 4	458	916	1,374	円/日
			要介護 5	491	982	1,473	円/日
	加算料金	★短期集中リハビリ実施加算	退院・退所から3ヵ月以内	110	220	330	円/回
		理学療法士等体制強化加算		30	60	90	円/日
		通所リハサービス提供体制加算Ⅲ		6	12	18	円/日
		★通所リハ送迎減算		-47	-94	-141	円/片道
		★退院時共同指導加算		600	1,200	1,800	円/回

※赤字部分が令和6年度介護報酬改定による変更箇所になります。

※★および★については、該当した場合に算定させていただきます。

※退院時共同指導加算とは

病院に入院中の者が退院するに当たり、当事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後にリハビリテーションを行った場合に算定させていただきます。